

京都市脱炭素先行地域における水垂埋立処分地跡地を活用した 大規模太陽光発電事業の候補事業者選定に関する募集要項

1 趣旨

京都市（以下「本市」という。）は、国が進める「脱炭素先行地域」への選定を受け、京都市脱炭素先行地域における「脱炭素転換を支える基盤的取組」として、本市が所有する水垂埋立処分地跡地（以下「本市有地」という。）を活用した大規模太陽光発電事業（以下「本事業」という。）を計画している。

本事業は、脱炭素先行地域における電力需要家に対して、安定的に「再生可能エネルギー１００％電力」を供給するとともに、同地域内全体での再エネ自家消費を最大化することで、再エネの地産地消と２０３０年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出量正味ゼロを実現していくものである。

また、整備した大規模太陽光発電所の発電による利益を京都市脱炭素先行地域に還元することにより、地域貢献型のメガソーラーとして地域コミュニティの活性化や地域における防災対応力の向上に繋げていくことを目指している。

本要項は、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）となる候補者（以下「候補事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集・選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

<公募型プロポーザル方式（総合評価）のあらまし>

事業計画に関する提案を民間事業者から求め、学識経験者等で構成する「京都市水垂埋立処分地跡地を活用した大規模太陽光発電事業の候補事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、内容を総合的に審査し、最も優れた民間事業者を候補事業者として決定する。

<再生可能エネルギー１００％電力とは>

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力（小売電気事業者等の再エネメニューの活用又は再エネ等電力証書（地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量）の活用による調達を含む。）のこと。

2 事業の概要

(1) 事業名称

京都市水垂埋立処分地跡地を活用した大規模太陽光発電事業

(2) 事業場所（別紙１「事業敷地図」参照）

住所：伏見区淀水垂町４－１、４－７、６－１の一部、６－７の一部、１０

面積：約３０，７３８㎡（事業場所内の墓地面積を除く）

〈公法上の規制〉

- ・ 区域区分 市街化調整区域
- ・ 建ぺい率 60%、容積率 200%
- ・ 眺望景観 遠景デザイン保全区域（11、49）
- ・ 屋外広告物 第1種地域
- ・ その他 近郊整備区域、宅地造成等工事規制区域

〈埋蔵文化財の有無〉

- ・ 一般遺跡に準じる遺跡（3 長岡京跡）

〈土地の概要〉

- ・ 事業場所は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17に基づく指定区域であるため、同法令に従い適切に事業を実施すること。（告示：平成17年11月9日第400号）
- ・ ただし、事業場所である「F地区」に可燃・不燃ごみ等の埋立は行っていない（詳しくは『京都市における最終処分場の経過と現状』を参照）。

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000103986.html>

- ・ また、公共工事において発生した土砂の一部を擁壁の天端まで存置している。
- ・ 事業場所内には、関西電力送配電株式会社が所有する敷地が2箇所（10m四方）あり、それぞれに鉄塔が設置され、架構された電線がある。関西電力送配電株式会社の敷地内は本事業の活用範囲から除外する。
- ・ 水垂埋立処分地跡地からの浸出水を安定的に処理するため、排水処理設備（集水ピット）が北敷地に1箇所、南敷地に1箇所付設されている。
- ・ その他、事業場所内に水垂町自治会が管理する墓地（2,098㎡）があり、周囲はメッシュフェンスが設置され区分けされている。
- ・ 事業場所は水路を挟んで南北二つの敷地に分かれている。水路の上空に架線を行う場合には、事業場所の使用許可（環境政策局）とは別に水路の管理者である建設局に使用許可を受ける必要がある。

(3) 事業期間等

ア 事業期間は、事業場所の使用許可開始日から運転期間終了までとする。

イ 運転期間は、提案者の提案によるが、運転開始日から原則として20年間とする。
（本事業は、「京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金」の対象であり、交付の要件として太陽光発電設備の法定耐用年数以上（17年以上）の運転期間とする必要がある。）

ウ 設備の導入完了時期については、令和8年2月15日までとする。

エ 運転開始日は令和8年4月1日とするが、必要な関係法令に基づく申請及び諸手続き等により、この日までの供給開始が困難である場合には、本市及び需要家の了承を得たうえで変更できるものとする。

(4) 事業の主な流れ（「**4 事業の実施方法**」も参照のこと）

ア 候補事業者は、本事業の実施に関する協定を本市と締結し、本市から事業場所の行

- 政財産使用許可を受ける（「候補事業者」は、使用許可をもって「事業者」となる）。
- イ 事業者は、事業場所を現地調査し、設備設置の検討を行う。
- ウ 事業者は、設備（太陽光発電設備及び付帯設備をいう。以下同じ。）を導入する。
- エ 事業者は、設備で発電した電気を、系統を用いて原則として全量を本市の脱炭素先行地域における電力需要家に供給する。
- オ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- カ 運転期間終了後、事業者は設備を撤去する。ただし、事前に本市と協議の上、運転期間を延長できるものとする。

- ・ 本事業は、本市が環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用し創設した「京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金」の対象とする。したがって、本要項は、同補助規定に沿ったものとする。ただし、その他の補助制度の活用等を妨げるものではない（なお、国予算による補助制度の併用は行えない）。
- ・ 京都市脱炭素先行地域の計画について
 - ▼ <https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/2nd-teiansyo-15.pdf>
- ・ 補助要件及び補助対象経費については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙１（（ア）太陽光発電設備）及び別表第１）を参照のこと。
 - ▼ <https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken-240301.pdf>
 - ▼ <https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi-240301.pdf>
- ・ 補助対象外経費の例は、以下「令和６年度京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金のご案内（申請の手引）」の１２ページを参照のこと。
 - ▼ https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/wp-content/uploads/2024/05/R6_guidance.pdf

3 応募資格

本プロポーザルに応募しようとする者は、京都市脱炭素先行地域計画及び本要項に定める内容を十分に理解し、提案内容を責任をもって実現する意思があり、次に掲げる資格を有する者とする。

また、複数の法人が共同して申し込むことも可能とするが、構成する全ての法人が当該応募資格を有すること。加えて、この場合は、あらかじめ１つの法人を代表者として定め、その代表者が申込み及び事業に必要な諸手続きを行うこと。ただし、１法人は、重複して２件以上の共同提案の申込みはできない。

なお、相続、合併その他によって営業の承継があった場合においては、以下に掲げる資格について、前営業者の資格を承継するものとみなす。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 募集の開始の日から事業場所の使用許可の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと、又は、京都市競争入札参加停止取扱要綱第3条の別表に規定する要件に該当していないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていない者、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 法人又はその代表者が、事業者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 法令の規定により、本事業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- (9) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (10) 提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (11) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること。
- (12) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること

電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

※ 上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力企業の者が有していれば足りる。その他、遵守すべき関連法令等に基づく有資格者が必要な場合は、その資格を有する者を体制の中に含めること。なお、工事を行う際には、必要となる有資格者により工事を行うこと。

4 事業の実施方法

事業の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定の締結

本市と候補事業者は、提案内容及び別紙5「協定書（案）」の内容等を基に協議し、合意に達した場合に協定を締結する。

(2) 行政財産の使用許可

ア 協定を締結した候補事業者は、京都市公有財産規則に基づき、行政財産使用許可申請書を提出し、本市は事業内容及び提出された提案書の内容を遵守することを条件に許可するものとする。なお、事業場所の使用許可期間は原則1年以内であるので、事業期間中は、使用許可期間の満了前30日までに更新の使用許可申請を行い、許可を得ること（「候補事業者」は、使用許可をもって「事業者」となる）。

イ 事業者は、設備の設置工事の期間、設置後に発電事業を行う期間及び設備の撤去工事の期間を通じて、土地の使用料を納付すること。

ウ 使用料については、最低額を年額で1,600,000円とし、提案者の提案により決定する。

エ 使用料は、事業期間中、固定資産評価額の評価替えが行われ、本件土地に近接した固定資産税路線価に変動があった場合に不動産鑑定評価等に基づき見直すこととする。なお、参照する路線は「別紙1」のとおりとする。

オ 使用料を納付する期間及び額については、初年度は、年額のうち使用許可期間に相応する額（日割り計算）を使用許可期間の開始日から起算して10日以内に、翌年度以降は年額を年度の開始日から起算して30日以内に一括納付すること。

カ 行政財産の使用許可申請を行う際は、以下の要件を有した保証人を立てるか、使用料（年額）の1/4相当の保証金を納付すること。保証人を立てる場合は、保証人予定者を内申し、本市による使用許可後に指定の様式による保証書を提出すること。

<保証人の資格要件>

次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

- ・ 日本国内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
- ・ 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

(3) 設備工事前の調査・手続き

ア 現地調査

事業者は、事業場所の状況を十分に把握するために、資料等の収集、関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、太陽光発電設備の設置に係る課題を本市と協議した上で行うものとする。

イ 設備検討

事業者は、現地調査の結果、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」等に基づき必要な設備を検討する。太陽光発電設備により発電した電気は、本市の脱炭素先行地域内の電力需要家において原則として全量を消費できるよう検討すること。

ウ 各種関係手続

(ア) 事業者は、現地調査、設備容量検討、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を本市に提出すること。

(イ) 設備の設置が、各種関係法令の規定に適合していることが確認できる書類を

本市に提出すること。

- (ウ) 土壌汚染対策法等の各種関係法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行うこと。

(4) 系統連系

ア 本市において仮の事業計画により実施している、関西電力送配電株式会社への接続検討申込の内容を承継することを前提として検討を行うこと。なお、接続検討申込及び回答結果に関する資料については、データ保存した電子媒体(CD)を貸し出す(詳細は「**6 提出方法等**」を参照)。

イ 系統連系の電圧は6,600Vとすること。

ウ 設備は、送配電事業者の系統連系規定や条件を満たすこと。

エ 系統連系に係る送配電事業者に支払う工事負担金は事業者側で負担すること。

オ 送配電事業者との協議により、接続検討の手続が改めて必要となった場合、それに要する一切の費用は事業者側で負担すること。

(5) 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、事業場所への設備の設置を行う。

設備の条件は以下のとおりとする。

ア 設備・機器

- (ア) 整備する発電設備の出力は1.9MW以上2MW未満(ACベース)とすること。
太陽電池モジュールの過積載は可とする。

- (イ) 太陽光発電設備の据え付けは、JIS C 8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

- (ウ) 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づき行うものとする。

- (エ) 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

イ 付帯設備

- (ア) 発電所の外側の見えやすい場所に標識(事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。

- (イ) 必要に応じて発電設備を囲う柵塀等を設置すること。発電設備を囲う柵塀等は周辺環境に配慮し、発電設備が容易に視認できない仕様とすること。また、周辺の景観に配慮した色彩とすること。

- (ウ) 雨水の排水や地下浸透量を大きく変更するなど、土地の安定性低下に直接影響を及ぼすことのないよう適切な排水対策を行うこと。

- (エ) 集水ピットへは表面水を導水しないこと。

- (オ) 敷地内の浸出水処理に影響を与える機材、薬品等は使用しないこと。

(カ) 降雨時に事業場所区域外へ濁水や表土が流出することのないよう、事業者が必要な措置を行うこと。

(6) 工事

工事の条件は以下のとおりとする。

ア 事業者は事業場所への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を本市に提出し、確認を受けること。

イ 施工にあたり、本市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

ウ 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壤汚染対策法等の各種関係法令を遵守すること。

エ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

オ 本市有地の施設管理者や近隣住民等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の連絡先説明等）を行うこと。説明する内容等については本市と協議のうえで決定すること。

カ 工事中の騒音、振動及び汚水等により周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないものとする。

キ 工事中の安全対策の実施、本市有地管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。

ク 近隣住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

ケ 工事用水、工事用電源等は事業者において確保すること。

コ 工事完成時には、現場で本市の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、本市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。

サ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

シ 「電気設備に関する技術基準を定める省令」に準拠した施工をすること。

ス 設備の廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー庁）」を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(7) 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時には適切に対応を行うものとする。条件は以下のとおりとする。

ア 事業計画

- (ア) 事業者は電力供給に先立って、計画概要を本市に提出し、確認を受けること。
- (イ) 計画概要を変更する場合は、あらかじめ変更した計画概要を本市に提出し了承を得ること。

イ 電力供給

- (ア) 本事業により発電した電気は、運転期間中、系統を用いて原則として全量を本市の脱炭素先行地域内の電力需要家（※）に限定し供給すること。ただし、需要量の変動によりやむを得ず余剰電力が生じ、脱炭素先行地域内の電力需要家で全量を消費できない場合は、発電電力量の30%以内に限り域外に売電することを可能とし、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の取組のための費用に充てること（毎月の売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成する等、適切に管理すること）。

※ 主な本市の脱炭素先行地域内の電力需要家

- ・ 文化遺産群（市内）
- ・ 商店街エリア 3 商店街振興組合加盟店
（伏見大手筋商店街、納屋町商店街、竜馬通り商店街）
- ・ 既存住宅群（市内）
- ・ 新規住宅街区エリア（三宅市営住宅跡地エリア）
- ・ グリーン人材育成拠点群（龍谷大学深草キャンパス、立命館大学市内キャンパス、京エコロジーセンター）

- (イ) 本事業によって得られる環境価値のうち、電力需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること（フィジカルPPAにより実施すること）。
- (ウ) 事業者は、需要家への電力供給を担う小売電気事業者及び電力の供給先となる需要家を含む事業スキームを構築すること。また、事業者及び小売電気事業者は、京都市脱炭素先行地域の取組として設置した「京都広域再エネグリッド協議会」に参画すること。

▼ <https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/enegrid/>

ウ 維持管理

- (ア) 事業者は事業期間中、事業場所の草木等の伐採、剪定を含めた設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。また、その保守管理計画を本市に提出すること。
- (イ) 事業場所の草木等の伐採、剪定について、墓地外周フェンス外から5mの範囲（約700㎡）及び事業場所南側擁壁から5mの範囲（約500㎡）は、年2回以上、以下のとおりの除草を行うこと。なお、それぞれの範囲において太陽電池モジュールの設置を妨げるものではない。

ア 除草位置等

地表面から10cm以内とする。なお、特定外来生物に指定されている植物（オオキンケイギク等）については、可能な限り、増殖しない手法により、除去

すること。

b 蔦等の除去

除草作業範囲において発生しているフェンス等に繁茂する蔦等も雑草として除去すること。

- (ウ) 毎年1回以上設備の点検を行い、故障、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- (エ) 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。
- (オ) 地震、台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

エ 報告

- (ア) 事業期間中、年1回、月単位の発電電力量、そのうち本市の脱炭素先行地域内及び域外の電力需要家への販売電力量を本市にデータで提出すること。また、必要に応じてより詳細な発電電力量のデータを本市に提供すること。なお、上記データは協議のうえ、公表する場合がある。
- (イ) 本事業において、事故や維持管理上の障害等が発生した場合、速やかに本市に報告すること。その内容は協議のうえ、公表する場合がある。
- (ウ) その他、本市が必要とする情報について本市からの照会に応じること。

(8) その他の事項

ア 本市施設等との関係

- (ア) 施工にあたり、本市の所有施設の利用や安全に支障が生じないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- (イ) 工事や維持管理のためのアクセスは、原則として、敷地西側の本市所有通路及び事業場所進入通路から行うこととし、詳細は本市との協議により決定すること（別紙2参照）。
- (ウ) 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。特に、集水ピットまでの管理用通路（車両用）及び関西電力送配電株式会社が管理する鉄塔までの通行路（人用）、車両駐車スペース（普通車2台程度）を確保すること（別紙2参照）。
- (エ) 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、本市との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。
- (オ) 設備の設置時及び撤去時に集水ピット等の既存設備を破損した場合は事業者の負担で修復を行うこと。
- (カ) 事業期間中、本市の職員等が行う施設（関西電力送配電株式会社が管理する鉄塔を含む。）の管理及び点検等のための立入りに支障が生じないようにすること。

イ 地域貢献の取組

- (ア) 事業期間中は、以下に記す周辺地域及び近隣住民に対する配慮や地域貢献の取

組を行うこと。

- ・ 事業場所に隣接する水垂町自治会が管理する墓地の周辺に植栽帯等を設け、利用者から太陽光発電設備等が視認できないようにすること。また、当該植栽帯等を適切に管理すること。
- ・ 太陽光発電設備設置用地周辺の定期的な清掃活動を実施すること。
- ・ 災害時などの緊急時に近隣住民が利用できる電源設備の設置等、防災に資する取組を実施すること。

(イ) 事業期間中は、販売電力量 1 k W h あたり 0. 4 円以上を、本市の脱炭素先行地域内で実施される地域コミュニティの活性化及び防災対応力の向上に資する取組の活動費として寄付するなど、地域への支援を行うこと。なお、支援額の算定に用いる単価は提案者の提案により決定する。

5 応募書類

本プロポーザルに応募しようとする者は、表 1 から表 3 に従って応募書類を提出すること。共同申込みの場合は、書類番号 1－2 から 1－5 及び 2－1 から 2－4 について、代表事業者が各構成員分も提出すること。

なお、応募書類の作成にあたっては以下に留意すること。

- ・ A 4 判を基本とし、ページの通し番号を付すこと。一部 A 3 判の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・ 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ・ 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- ・ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。また、計量単位は、計量法に定めるものとする。
- ・ 提出できる提案は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの提案が含まれる提案も認めない。
- ・ 紙媒体とは別に、全ての提出書類を取りまとめた電子媒体を一部提出すること。電子媒体の種類は C D 又は D V D とし、データは P D F とすること。

表 1 申込事業者の概要・財務状況等

書類 番号	提出書類	主な記載内容	様式	提出 部数
1－1	応募申込書	申込み事業者の名称、代表者名、事務所の所在地	1－1	1

1-2	構成員調書	構成員の事業者名、代表者、所在地、連絡先等 ※複数事業者で共同申込みする場合は、構成員ごとに作成すること	1-2	1
1-3	申込事業者の概要	① 事業者の概要 ※沿革、事業者の事業内容、運営方針、運営体制等の分かるものを提出すること	任意	15
		② 代表者の履歴	任意	15
		③ 役員名簿 ※他の法人の理事との兼職者がある場合は、法人名と役職名を記載すること	任意	15
1-4	定款等	最新のもの	任意	15
1-5	決算書等	直近2年間の決算書類及び法人税申告書（法人税申告書の別表1、4及び5） ※法令等に基づき作成された決算書、事業報告及び附属明細書等	—	15
1-6	事業実績	※ 本業務と同種又は類似する業務の実績で過去5年度の期間内に業務を継続又は完了しているものについて、施設名称や事業内容を含めて詳細に記載すること。 ※ また、その実績をどのように活かすことができるか等についても記載すること。 ※ 実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（開示が可能で、契約が証明できる部分のみの写しで良い。）	任意	15

表2 自己を証明する書類

（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者以外は提出）

書類番号	提出書類	主な記載内容	様式	提出部数
2-1	法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書（原本） ※申込日前3箇月以内に発行されたもの	—	1
2-2	印鑑証明書	申込日前3箇月以内に発行されたもの（原本）	—	1
2-3	納税証明書等	① 国税（法人税及び消費税） 未納のないことの証明書 ② 本市の市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税） 未納のないことの証明書 ※①及び②については、直近2年分の原本を提出すること	—	1

		③ 調査同意書(水道料金・下水道使用料) 本市に事業所がある場合に限り提出すること ※「調査同意書(水道料金・下水道使用料)【記載方法】」を 参照し、指定の書式により提出すること。	2-1	1
2-4	京都市暴力団 排除条例に係 る誓約書		2-2	1

表3 提案書

書類 番号	提出書類	主な記載内容	様式	提出 部数
3-1	計画概要		3-1	15
3-2	設置計画	工事計画概要、実施体制、設置方針、太陽光発電設備等仕様、設備設置仕様等	3-2	15
3-3	運営計画	事業計画	3-3	15
3-4	資金計画	①事業費概算書（初期投資）	3-4	15
		②初期投資に伴う資金調達計画書		
		③長期損益計画（基礎資料）		
		④長期損益計画		
		⑤長期キャッシュ・フロー計算書（資金収支計画書）		
3-5	地域貢献		3-5	15

6 提出方法等

(1) 応募書類の受付期間

令和6年12月2日（月）から令和6年12月16日（月）午後5時まで（必着）
（期間中の正午から午後1時を除く、午前9時から午後5時までとする。）

(2) 提出先及び提出方法

「(6) 担当部局」宛てに郵送又は事前に電話連絡のうえ持参により提出すること。また、郵送による場合は、配達されたことを必ず電話で確認すること。

(3) 資料の貸出

関西電力送配電株式会社への接続検討申込資料及び回答結果のデータを保存した電子媒体（CD）を貸出す。貸出方法については次のとおり。

ア 受取期間

令和6年10月18日（金）から令和6年12月2日（月）まで
（期間中の正午から午後1時を除く、平日午前9時から午後5時までとする。）

イ 貸出方法

「(6) 担当部局」宛てに電子メールにより、受取期間中の受取希望日を記載のうえ

依頼すること。なお、電子メールの件名は「水垂プロポーザルに関する資料貸出」とし、電子メール送付後に受信を必ず電話で確認すること。

(4) 提案募集に関する質疑

募集要項及び仕様・条件書の内容に関する質疑方法等については次のとおり。

ア 質疑受付期間

令和6年10月23日(水)から令和6年10月31日(木)午後5時まで(必着)

イ 質疑方法

「(6) 担当部局」宛てに電子メールにより、質疑書(様式自由)を提出すること。電子メールの件名は「水垂プロポーザルに関する質問」とし、電子メール送付後に受信を必ず電話で確認すること。なお、期間外の質問は一切受け付けない。

ウ 質問及び回答の公表

令和6年11月11日(月)から京都市情報館(入札・公募型プロポーザル情報ページ)において法人名等が特定できなくした上で、質問及び回答を公表する。なお、ホームページへの掲載以外での質問に対する回答は行わない。

(5) 現地見学の実施

現地の見学を希望する者を対象に、以下の現地見学会を実施する。なお、指定日及び指定時間以外の見学会は行わない。

ア 現地見学会日時

第1回 令和6年10月28日(月)午後2時から4時まで

第2回 令和6年10月29日(火)午後2時から4時まで

イ 現地見学にかかる注意事項等

- (ア) 1者あたりの見学時間は45分以内とする。同じ時間帯に複数者からの希望がある場合は合同で実施する(合同実施のために時間調整をする場合がある)。
- (イ) 見学には、自動車で来場すること。なお、自動車は、1者1台までとする。
- (ウ) 見学時には、個別の質問は受け付けない。質問がある場合は、(4)の方法で質問すること。
- (エ) 見学会への参加の有無は、審査には影響しない。

ウ 申し込み方法

「(6) 担当部局」宛てに電子メールにより、希望日時(第1から第3候補まで)、人数を記載し、令和6年10月18日(金)から令和6年10月24日(木)までに、申込むこと。なお、電子メールの件名は「水垂プロポーザルに関する現地見学」とし、電子メール送付後に受信を必ず電話で確認すること。

(6) 担当部局

京都市 環境政策局 地球温暖化対策室(脱炭素地域創出促進担当:田口、出野)

所在地 : 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話番号 : 075-222-4555

電子メール : preceding-region@city.kyoto.lg.jp

7 選定及び通知

(1) 選定方法

- ア 「京都市水垂埋立処分地跡地を活用した大規模太陽光発電事業の候補事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙3に定める「京都市水垂埋立処分地跡地を活用した大規模太陽光発電事業の候補事業者選定に係る審査項目及び審査基準」に基づき、提出された提案書の提案内容を審査及び評価する。
- イ 各選定委員会委員が採点した合計得点を踏まえ、選定委員会の合議を経て最終得点を決定し、6割以上の得点を得た提案者の中から最も高い得点の者を候補事業者に選定する。
- ウ ただし、その者が本事業の履行に支障があると認められる場合又は「4 事業の実施方法」の(1)(2)において合意に達しなかった場合は、次点の者を選定する。（その者にも支障がある場合、以下同様とする。）
- エ 審査及び評価にあたり、選定委員会において提案者のプレゼンテーション審査及びヒアリングを実施する。詳細は、別途通知する。
- オ 提案者が1者のみであった場合も、プロポーザルが成立することとし、選定委員会において審査及び評価を行い、候補事業者を選定する。

《選定委員会委員》 ◎:委員長 (五十音順・敬称略)

氏 名	役職名等
奥田 希充子	公認会計士
木村 啓二	大阪産業大学経済学部 准教授
西庄 英晴	水垂町自治会 会長
花田 眞理子 (◎)	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員

(2) 選定結果の通知、公表

選定結果は、審査後速やかに提案者に対し書面により通知する。また、選定結果、提案者及び評価点をホームページで公表する。

8 注意事項等

(1) 著作権等に関する事項

- ア 提案書の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。
- イ 提案者は、本市に対し、提案者が提案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ウ 提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された提案書その他本公募の実施に伴い提出された書類について、本市の情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 次の場合には、事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可申請の手續に応じない場合

イ 資金状況の変化等により設備等の設置又は運営ができないとみなされる場合

ウ 事業者の決定後、「**3 応募資格**」に定める各号に該当しないことがわかった場合

エ その他、著しく社会的信用を損なう行為等を行うなど、本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

(3) 責任分担の基本事項

事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については別紙4及び以下のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

ア 事業者は本事業により、本市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険等に参加し、本市へ写しを提出すること。

イ 本市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、本市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

ウ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

エ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、事業場所の原状回復を行うものとする。その際、納付済みの使用料は還付しない。

オ 事業者が本要項に定める事項及び締結した協定に定める事項を履行しないときは、事業場所の使用許可を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において事業場所から設備を速やかに撤去し、撤去により既存設備等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。その際、納付済みの使用料は還付しない。

カ 事業終了後は、事業場所に設置した設備を事業者の負担と責任において、速やかに撤去し原状への復旧を行うこと。なお、協議により事業期間の延長及び事業場所の使用許可の更新を本市が認める場合がある。

(4) その他

ア 提出された提案書は返却しない。

イ 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

エ 本提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

オ 採用となった提案については、提案内容の一層の充実を図るため本市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

カ 本要項に記載の内容、提案書に記載の内容及びヒアリング時に回答された内容に対する不履行が認められた場合は、原則として、本市が指示する日までに発電設備及びその他付帯設備を事業者の負担と責任において、速やかに撤去し原状への復旧を行うものとする。

キ 事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合、当該事業者へ損害賠償請求を行うことがある。また、当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行うことがある。

9 失格要件

提案書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、審査から除外、候補事業者としての選定の取消又は事業者としての決定の取消を行うものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した提案書の内容が「**4 事業の実施方法**」に記載の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき

オ その他、選定委員会が不適切と判断したとき。

10 スケジュール（予定）

日程	内容
令和6年10月18日（金）～12月16日（月）	募集期間
令和6年10月18日（金）～12月2日（月）	資料の貸出期間
令和6年10月18日（金）～10月24日（木）	現地見学の申込期間
令和6年10月28日（月）・29日（火）	現地見学の実施
令和6年10月23日（水）～10月31日（木）	募集要項に関する質問の受付期間
令和6年11月11日（月）	募集要項に関する質問及び回答の公表
令和6年12月2日（月）～12月16日（月）	応募書類の受付期間
令和6年12月～令和7年1月頃	選定委員会、候補事業者の選定
令和7年1月～2月頃	協定締結・使用許可申請・補助金申請等
令和7年2月頃	事業着手
令和8年4月	運転開始（電力供給開始）